

党 則 改 正

党則の一部を改正する案 要綱

一 地方議員センターの設置

組織運動本部の地方組織・議員総局の下に、新たに「地方議員センター」を置くこと。

(党則第十八条関係)

二 全国政務調査会長会議等の明記

党本部と都道府県支部連合会との連携強化のため、新たに党則に定める機関として、全国政務調査会長会議、全国女性局長会議及び全国青年局長会議を置くこと。

(党則第七十八条関係)

三 役員任期の制限

役員任期につき、引き続き三期を超えて在任することができないものとする

こと。

(党則第八十条関係)

四 ガバナンスコードの位置付け

党ガバナンスコードを定めることとすること。

(党則第百条関係)

五 附則

この改正は、令和四年三月十三日から実施すること。

以上

党則の一部を改正する案 新旧対照表

_____は、改正部分を示す。

改 正 案	現 行
<p>略</p> <p>第十八条 組織運動本部に、次の各局を置き、団体総局にあっては、そのもとに関係団体委員会を、<u>地方組織・議員総局にあってはそのもとに地方議員センター、名簿センター、在外邦人センターを置く。</u></p> <p>一 団体総局</p> <p>略</p> <p>二 地方組織・議員総局 <u>地方議員センター</u> 名簿センター 在外邦人センター</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第六節 全国幹事長会議及び<u>全国政務調査会長会議等</u></p> <p>第七十八条 党本部と都道府県支部連合会との連携強化のため、<u>全国幹事長会議、全国政務調査会長会議、全国女性局長会議及び全国青年局長会議</u>を置く。</p> <p>2 全国幹事長会議は、党役員及び都道府県支部連合会幹事長をもって構成する。</p> <p>3 <u>全国政務調査会長会議は、党政務調査会役員及び都道府県支部連合会政務調査会長をもって構成する。</u></p> <p>4 <u>全国女性局長会議は、党女性局役員及び都道府県支部連合会女性局長をもって構成する。</u></p> <p>5 <u>全国青年局長会議は、党青年局役員及び都道府県支部連合会青年局長をもって構成する。</u></p> <p>略</p> <p>第八十条 役員の任期は、総裁については三年とし、その他はすべて一年とする。ただし、重任を妨げない。</p>	<p>略</p> <p>第十八条 組織運動本部に、次の各局を置き、団体総局にあっては、そのもとに関係団体委員会を、地方組織・議員総局にあっては<u>そのもとに名簿センター、在外邦人センターを置く。</u></p> <p>一 団体総局</p> <p>略</p> <p>二 地方組織・議員総局 名簿センター 在外邦人センター</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第六節 全国幹事長会議</p> <p>第七十八条 党本部と都道府県支部連合会との連携強化のため、<u>全国幹事長会議</u>を置く。</p> <p>2 全国幹事長会議は、党役員及び都道府県支部連合会幹事長をもって構成する。</p> <p>略</p> <p>第八十条 役員の任期は、総裁については三年とし、その他はすべて一年とする。ただし、重任を妨げない。</p>

改正案	現 行
<p>略</p> <p>4 総裁及び役員は、引き続き三期（前項に規定する任期を除く）を超えて在任することができない。</p>	<p>略</p> <p>4 総裁は、引き続き三期（前項に規定する任期を除く）を超えて在任することができない。</p>
<p>略</p> <p style="text-align: center;"><u>第十七章 ガバナンスコード</u></p> <p><u>第百条 国民の信頼と協力の基盤の上に、党の理念を実現するため、総務会の議を経て、党運営のあり方の指針としての党ガバナンスコードを定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第十八章 党則の改正</u></p> <p><u>第百一条 本党則の改正は、党大会の議を経て行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則（昭和三十年十一月十五日決定）</p>	<p>略</p> <p style="text-align: center;"><u>第十七章 党則の改正</u></p> <p><u>第百条 本党則の改正は、党大会の議を経て行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則（昭和三十年十一月十五日決定）</p>
<p>略</p> <p style="text-align: center;">附 則（平成二十九年三月五日一部改正）</p> <p>この改正は、平成二十九年三月五日から実施する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則（令和四年三月十三日一部改正）</u></p> <p><u>この改正は、令和四年三月十三日から実施する。</u></p>	<p>略</p> <p style="text-align: center;">附 則（平成二十九年三月五日一部改正）</p> <p>この改正は、平成二十九年三月五日から実施する。</p>